

2022年7月25日

通貨選択型特別終身保険(『やさしさ、つなぐ2』等)の累計契約件数が20万件を突破

MS&ADインシュアランス グループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長:永井 泰浩)は、生前贈与ニーズにお応えする商品として、業界に先駆けて発売した通貨選択型特別終身保険(『やさしさ、つなぐ2』等)の累計契約件数が、**2022年7月25日に20万件*1を突破**しましたので、お知らせします。

通貨選択型特別終身保険は、生存給付金の受取人をご家族とすることで、お客さまの大切な資産をスムーズにつなぐことができる終身保険です。2016年8月の発売開始以来、お客さまや販売をご担当する皆さまの声を基に、生存給付金支払日をお客さまのご希望日に指定できる等の機能強化・商品魅力の向上を図り、お客さまのニーズにお応えしてきました。

これまでに全国128の代理店、約4万名の販売ご担当者を通じて、累計販売額2兆4,400億円超のご契約をいただきました。また、生存給付金のお支払いによってお客さまの想いをお届けしたご家族の人数は約18万명에上ります(2022年7月25日時点)。

当社は、次世代への円滑な資産承継に向けた生前贈与・相続、超高齢社会における資産形成など、多様化するお客さまのニーズにお応えする保険商品の提供を通じ、お客さまの豊かな未来づくりをお手伝いしてきました。これからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの健康寿命や資産寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献できる生命保険商品・サービスを提供してまいります。

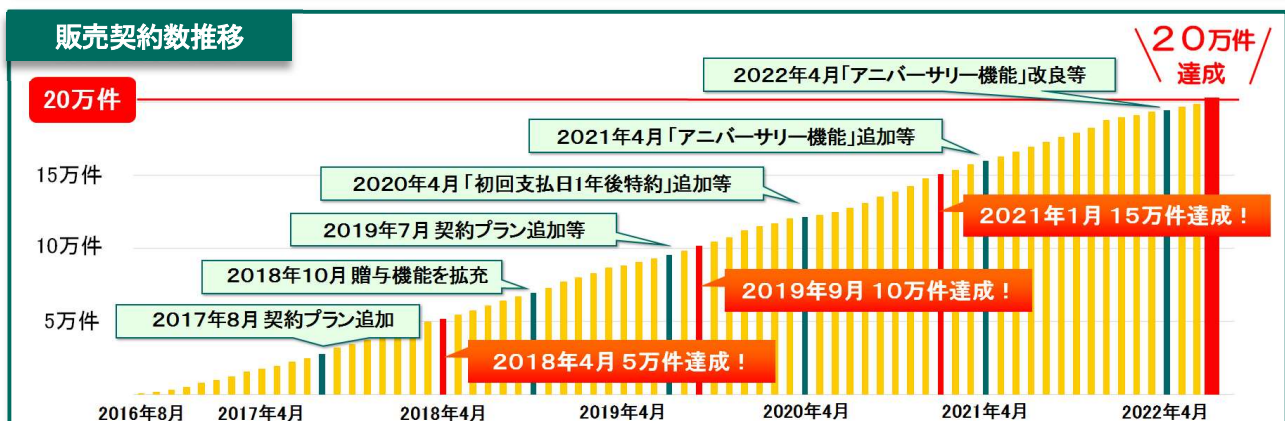
*1 2022年7月25日時点、契約受付ベースの累計契約件数(前身商品である『やさしさ、つなぐ』および『やさしさ、つなぐ2』と商品性が同一の商品を含む)

対象商品

やさしさ、つなぐ
やさしさ、つなぐ2
幸せの贈りもの

やさしさ、つなぐ 
やさしさ、つなぐ 
贈るよろこび  想いの架け橋
贈るよろこび  想いの架け橋2

※新規のお取扱いを停止している商品を含めて表示しております。



お取扱い
代理店数
全国
128^{*2}
代理店

ご販売
いただいた人数
4.0^{*2}
万人

ご契約いただいた
人数(契約者)
9.9^{*2}
万人

想いを
お届けした人数
(生存給付金受取人)
18.0^{*2}
万人

*2 2022年7月25日時点

やさしさ、つなぐ2

特徴1：生前贈与をスムーズに行うことができます*2

- 生存給付金の受取人をご家族に指定することで、贈与契約書を作成することなく、生前贈与ができます。
- 外貨建の契約でも、生存給付金額の上限を円で設定できるため、贈与税の基礎控除の範囲内で贈与ができます。
(注)「相続時精算課税」を選択されている場合、贈与税の基礎控除(年間110万円まで)はありません。

特徴2：生存給付金支払日をお客さまのご希望日に指定できます

- 契約日から翌年の契約応当日までの間で、ご家族の誕生日などのご希望日を生存給付金支払日に指定できます(アニバーサリー機能*3)。

特徴3：一時払保険料を上回る保障があります

- 生存給付金既払額と死亡保険金額の合計は、契約通貨建てで一時払保険料を上回ります。

*2 本税務取扱いの内容は2022年7月1日現在の税制にもとづく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

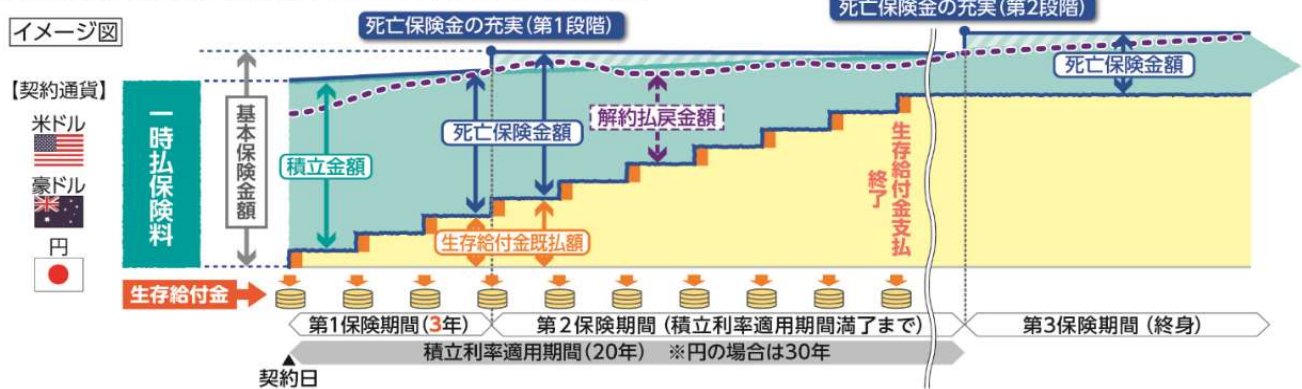
*3 アニバーサリー機能は、2021年4月1日以降の契約に適用されます。

■ 「やさしさ、つなぐ2」の商品概要

終身保障倍率：1倍・3倍・5倍・10倍を選択した場合

生存給付金をご家族に生前贈与しながら、基本保険金額の一部を“一生涯の死亡保障としてのこす”ことができます。

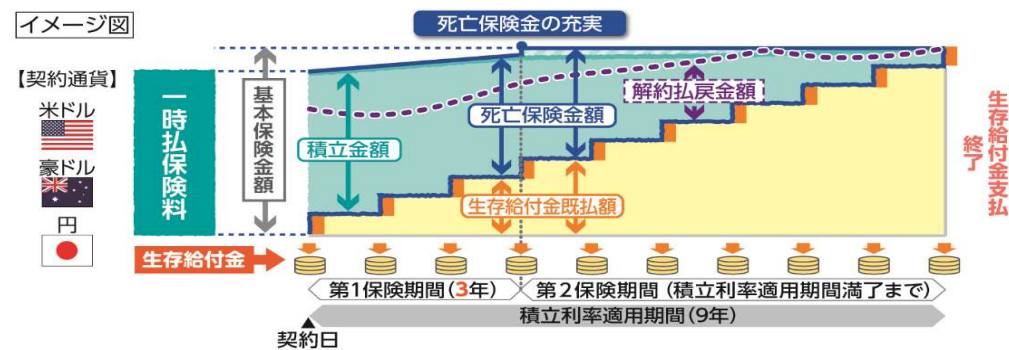
[契約通貨が外貨、生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合]



終身保障倍率：0倍を選択した場合

生存給付金として、基本保険金額の全額を“ご家族に生前贈与する”ことができます。

[生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍]



終身保障倍率0倍の場合、
最終回の生存給付金の
支払いをもってご契約は
消滅します。

※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

【ご参考】

終身保障倍率とは、基本保険金額のうち、生存給付金としてお受取りいただく額と終身保障としてのこす額の比率を表すものです。
例えば、終身保障倍率が3倍の場合は、基本保険金額のうち生存給付金の1回あたりの金額×3が、終身保障としてのこす金額となります。なお、終身保障倍率が0倍の場合は、終身保障としてのこす金額はありません。

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）](#) 兼 [商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払 保険料	最低保険料	3 万米ドル (1 米ドル単位)	3 万豪ドル (1 豪ドル単位)	300万円 (1万円単位)
	最高保険料	基本保険金額が契約日における円入金特約で 適用する為替レートで換算して 10 億円となる保険料		基本保険金額が 10 億円 となる保険料
契約年齢		0 歳～90 歳		
保険料の払込方法		一時払のみ		
積立利率適用期間		契約日から20年		契約日から30年
		※終身保障倍率0倍を選択した場合は、生存給付金支払回数から1を差引いた年数		
保険期間	第 1 保険期間	契約日から3年		
	第 2 保険期間	契約日の3年後から積立利率適用期間満了まで		
	第 3 保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。		
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。		
主な特約*		円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、 終身保障不担保特約、円建支払額設定特約、円建支払額設定特約(外貨支払用)、 円建支払額設定特約(円建契約用)、遺族年金支払特約、指定代理請求特約、 生存給付金支払停止特約		

* 販売代理店によって、取扱う特約が異なります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■ 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお支払いいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■ 市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ 預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●第1 保険期間中および第2 保険期間中にご負担いただく費用

・積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率の上下 1.0%の範囲で会社が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。

※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

(1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

(2) 生存給付金支払回数×0.5 年(端数年は切捨てます。)および契約通貨に応じた指標金利

なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。

・第2 保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示することができません。

●第3 保険期間中にご負担いただく費用

第3 保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3 保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取の場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
生存給付金を除く保険金等を円で受取の場合の円支払特約レート	TTM-50 銭

※生存給付金を円で受取の場合の為替レートは、TTM が適用されます。

●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに 年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に 責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

< 契約通貨が外貨の場合 >

契約日からの 経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数5回											
解約控除率	2%	1.2%	0.6%	0.2%	-	-	-	-	-	-	-
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数7回											
解約控除率	3%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%	-	-	-	-	-
上記以外											
解約控除率	6.5%	5.2%	4%	3%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%	0%	0%

< 契約通貨が円の場合 >

契約日からの 経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
解約控除率	2.5%	2.2%	2%	1.7%	1.5%	1.2%	1%	0.7%	0.5%	0.2%	0%